

# 「学校、幼稚園、認定こども園、保育所において予防すべき感染症の解説」

日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会

2021年6月改訂版

## 目次

感染経路.....	1
感染予防法.....	2
感染治療法.....	4
第一種感染症.....	5
エボラ出血熱（エボラウイルス病）.....	5
クリミア・コンゴ出血熱.....	5
南米出血熱.....	5
ペスト.....	6
マールブルグ病.....	6
ラッサ熱.....	6
急性灰白髄炎（ポリオ）.....	7
ジフテリア.....	7
重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）.....	8
中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）.....	8
特定鳥インフルエンザ.....	9
指定感染症.....	10
新型コロナウイルス感染症（コロナウイルス感染症 2019）.....	10
第二種感染症.....	11
インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）.....	11
百日咳.....	12
麻疹（はしか）.....	13
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）.....	14
風疹.....	15
水痘（みずぼうそう）.....	16
咽頭結膜熱.....	17
結核.....	17
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）.....	18
第三種感染症.....	19
コレラ.....	19
細菌性赤痢.....	19
腸管出血性大腸菌感染症.....	20

## 指定感染症

### 新型コロナウイルス感染症（コロナウイルス感染症 2019）

2019年12月、中国武漢市において確認されて以降、世界に広がりパンデミックを起こしている。2021年2月23日時点で、国内において10歳未満の小児は約1万人、10歳代の小児は約2万人が新型コロナウイルス感染症にかかっているが、死亡例の報告はない。最新情報は厚生労働省のURLから閲覧が可能である。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

また日本小児科学会では「データベースを用いた国内発症小児 Coronavirus Disease 2019 (COVID-19) 症例の臨床経過に関する検討」を実施しており、以下のURLから閲覧が可能である。

[https://www.coreregistry.jp/CoreRegistry\\_COVID19\\_CRF\\_Dashboard/Home/DashBoardviewer](https://www.coreregistry.jp/CoreRegistry_COVID19_CRF_Dashboard/Home/DashBoardviewer)

病原体	SARS コロナウイルス 2
潜伏期間	1-14日（多くは5-6日）
感染経路	飛沫感染、接触感染。ウイルスはエアロゾル化する可能性が示唆されている。また、便中からも長期にわたって確認されている。日本小児科学会の調査で小児の感染者の73%が家庭内感染であることが示されている。
症状	日本小児科学会の調査では、初診時に47%が無症状で、83%の体温は37.5℃未満であった。咳、鼻汁も10-20%程度で、成人でみられる味覚、嗅覚障害も4-5%であった。一部に嘔吐、腹痛や下痢などの消化器症状もみられた。小児では軽症あるいは自然軽快する症例がほとんどであるが、海外では感染数週後に下痢、発熱や皮疹を認めて重症化する小児が報告されており、国内でも重症化している例もある。
診断法	痰、鼻咽頭ぬぐい液などを用いた核酸増幅法（PCR）検査、抗原検査が可能であるが、偽陰性も少なくない。
治療法	小児適応のある抗ウイルス薬はレムデシビルであるが、小児への安全性、有効性はまだ十分に把握されていない。重症例に対しては抗炎症作用のあるデキサメタゾンなどが成人で用いられている。
予防接種	日本では2021年5月31日に12歳以上の小児へのワクチン接種が承認され、同年6月1日から適用となった。
感染拡大防止法	飛沫感染、接触感染対策として、手洗いやマスク（着用が可能な場合）などの一般的な予防法を励行する。学校や保育所における新型コロナウイルス感染症に対する感染予防策の最新情報は、文部科学省と厚生労働省のURLから閲覧が可能である。 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/">https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html</a>
登校（園）基準	治癒するまで出席停止であり、その判断は管轄保健所長が行う。